

昭和六十一年十月二十八日 (火曜日)

議事日程 第五号 昭和六十一年十月二十八日

- 第一 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるとの件
第二 日本国有鉄道改革法案(内閣提出)
第三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律案(内閣提出)
第四 新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出)
第五 日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出)
第六 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出)
第七 鉄道事業法案(内閣提出)
第八 日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出)
第九 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本日 の 会 議 に 付 した 案 件
議員 請 暇 の 件
議 程 第 一 千 九 百 八 十 六 年 の 国 際 小 麦 協 定 の 締 結 に つ い て 承 認 を 求 め る の 件
議 程 第 二 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 三 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 及 び 日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 に 関 する 法 律 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 四 新 幹 線 鉄 道 保 有 機 構 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 五 日 本 国 有 鉄 道 清 算 事 業 団 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 六 日 本 国 有 鉄 道 退 職 希 望 職 員 及 び 日 本 国 有 鉄 道 清 算 事 業 団 職 員 の 再 就 職 の 促 進 に 関 する 特 別 措 置 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 七 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 等 施 行 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 八 地 方 税 法 及 び 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 納 付 金 に 関 する 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (内 閣 提 出)

- 議 程 第 九 地 方 税 法 及 び 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 及 び 納 付 金 に 関 する 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 等 施 行 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 一 日 本 国 有 鉄 道 退 職 希 望 職 員 及 び 日 本 国 有 鉄 道 清 算 事 業 団 職 員 の 再 就 職 の 促 進 に 関 する 特 別 措 置 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 二 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 三 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 四 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 五 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 六 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 七 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 八 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 十 九 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 一 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 二 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 三 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 四 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 五 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 六 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 七 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 八 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 二 十 九 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)
議 程 第 三 十 日 本 国 有 鉄 道 改 革 法 案 (内 閣 提 出)

午後四時三分開議
○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。
議員 請 暇 の 件
○議長(原健三郎君) 議員 請 暇 の 件 に つ き お 諮 り い た し ま す 。
東 方 君 か ら 、 海 外 旅 行 の た め 、 十 月 三 十 日 か ら 十 一 月 七 日 まで 九 日 間 、 請 暇 の 申 し 出 が あ り ま す 。 こ れ を 許 可 す る に 御 異 議 ございませつか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるとの件
○議長(原健三郎君) 日程第一、千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるとの件を議題といたします。
委員長の報告を求めます。外務委員長山口敏夫君。

山口敏夫君(登壇)
○山口敏夫君 たいま議題となりました一九八六年の国際小麦協定につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
昭和四十六年に作成された一九七一年の国際小麦協定は、小麦貿易規約と食糧援助規約とから成っておりますが、両規約は本年六月三十日に失効することになりましたので、昨年来同協定にかわる新たな国際小麦協定の作成交渉が行われました。
その結果、本年三月ロンドンで開催された国際小麦理事会において小麦貿易規約が採択され、また、同じくロンドンで開催されました食糧援助委員会特別会議において食糧援助規約が採択されました。
一九八六年の国際小麦協定は、この新たな二つの規約により構成されるものであります。
小麦貿易規約は、小麦その他の穀物の貿易のすべて面に於いて国際協力を促進し、国際穀物市場の安定に寄与すること等を目的とするものであり、小麦その他の穀物に関する情報交換等について規定しております。

また、食糧援助規約は、開発途上国に対して毎年一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標達成を確保することを目的とするものであり、加盟国の年間最小抛出土量等について規定しており、我が国の年間最小抛出土量は、小麦換算で三千万トンであります。
なお、本協定は本年七月一日に効力を生じ、我が国は、六月三十日に暫定的適用宣言の寄託を行っております。
本協定は、十月七日外務委員会に付託され、同月十七日倉成外務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十四日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第二 日本国有鉄道改革法案(内閣提出)
日程第三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律案(内閣提出)
日程第四 新幹線鉄道保有機構法案(内閣提出)
日程第五 日本国有鉄道清算事業団法案(内閣提出)
日程第六 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案(内閣提出)
日程第七 鉄道事業法案(内閣提出)
日程第八 日本国有鉄道改革法等施行法案(内閣提出)
日程第九 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(原健三郎君) 日程第二、日本国有鉄道改革法案、日程第三、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律案、日程第四、新幹線鉄道保有機構法案、日程第五、日本国有鉄道清算事業団法案、日程第六、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、日程第七、鉄道事業法案、日程第八、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、右八案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。日本国有鉄道改革に関する特別委員長細田吉蔵君。
日本国有鉄道改革法案及び同報告書
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律案及び同報告書
新幹線鉄道保有機構法案及び同報告書
日本国有鉄道清算事業団法案及び同報告書
日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案及び同報告書
鉄道事業法案及び同報告書
日本国有鉄道改革法等施行法案及び同報告書
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号(二)に掲載)
○細田吉蔵君(登壇)
たいま議題となりました八法律案につきまして、日本国有鉄道改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
日本国有鉄道は、御承知のように昭和二十四年公社

として発足以来、我が国の輸送の基幹的交通機関として、国民生活の向上と国民経済の発展に大きな役割を果たしてまいりましたが、モーターゼーシヨンの急速な進展、航空機の飛躍的な発展の中で、その独自の地位を失うとともに、その経営は極めて厳しい環境に置かれるに至り、数回の再建計画もその効果を上げることができず、その経営は破綻の状態を呈するに至りました。
このような状況を踏まえ、昨年七月、日本国有鉄道再建監理委員会から、現行の公共企業体による全国的な運営を確保することが困難であるとの認識のもとに、分割・民営化を基本とする「国鉄改革に関する意見」が提出されました。
本八法律案は、この「意見」の趣旨にのっとり、日本国有鉄道の事業の経営形態について分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するためのものであります。
まず、日本国有鉄道改革法案について申し上げます。
本案は、日本国有鉄道の経営に於いて鉄道事業等に関する輸送需要の動的に確対し得る適切な健全な運営の体制を実現するべく、これら事業の経営形態について分割・民営化を基本とした改革を実施するに、その基本的事項を定めようとするものであります。
六つの旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線鉄道保有機構及び日本国有鉄道清算事業団に、所要の規定を設けるとともに、国鉄改革実施のための事業の引き継ぎ等に関する基本計画の策定、職員の採用、施行期日等について所要の規定を設けることとしております。
次に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案について申し上げます。
本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の旅客鉄道株式会社に、日本貨物鉄道株式会社に設立し、鉄道事業に於いて輸送需要の動的に確対し得る適切な健全な運営の体制を実現しようとするものであります。
また、会社法及び事業法、社債発行限度の特例、保証契約、北海道旅客会社等の経営安定基金、政府の監督、施行期日及び会社法の設立等について所要の規定を設けることとしております。
次に、新幹線鉄道保有機構法案について申し上げます。
本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、新幹線鉄道保有機構を設立し、東日本、東海及び西日本の旅客鉄道株式会社の経営基盤の均衡化及びこれらの施設の係る利用者の負担の適正化を図るため、東北、上越、東海道及び山陽の新幹線鉄道株式会社に、設置を一括して保有し、これを各旅客鉄道株式会社に貸付けることとし、これを各旅客鉄道株式会社に貸し付けることとし、これを各旅客鉄道株式会社に貸し付けることとし、これを各旅客鉄道株式会社に貸し付けることとし、これを各旅客復興債の年額及び貸付期間の基準、大規模災害復旧工事の債務保証、政府の監督、施行期日並びに機構の設立等について所要の規定を設けることとしております。
次に、日本国有鉄道清算事業団法案について申し上げます。
本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、

日本国有鉄道を日本国有鉄道清算事業団に移行させ、その資産、債務等を処理するための業務等を行わせる

の非課税措置等を講ずることとするほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

法案を、十月六日特別委員会で審議が始められてから

営にしようか。逆に、分割すれば克服できる問題ではない

すなわち、国鉄の現状を放置し、赤字を垂れ流しに
した経営を是認していくことが国民にとつてプラスに
なることなのか、それとも国鉄改革を断行して鉄道の
自立を図つていくのか、どちらが国
家国民にとつて有益なことでありましようか。申すま
でもなく、国鉄改革を断行することこそが国民にとつ
て大きな利益をもたらすものであると確信をいたしま
す。

第二の理由は、意識の改革を断らねばならないとい
うことだからであります。

残念ながら、今日までの国鉄内部には、親方日の丸
という言葉の蔓延、あるいは国民に対する責任の回避、事
ななかつた活性化の努力の欠如といった弊害を有して
上といたした活性化の努力の欠如といった弊害を有して
いることを否定できません。この甘えの構造を断ち切
り、労使ともに当事者としての責任の明確化を図つて
いかなければ国民の信頼、期待にこたへることが出来
ない。交通市場の中での激しい競争に勝ち抜いていく
こともできないのは明らかであり、我が国の鉄道は衰
退の一途をたどることになるでしょう。労使が責任を
持つて鉄道を活性化させ、国民の足を守つていくとい
う共通の目的を自覚し、実践していくためにも、この
国鉄改革はぜひとも成功させなければならぬ国家的
重要課題だと考えております。(拍手)

第三の理由は、政治や行政の介入を極力排除し、民
営化するこゝによつて、経営者の責任において安全で
効率的な鉄道を築いていかなければならないというこ
とであります。

利用者の意見や要望が経営に速やかに反映され、国
民にとつて便利で親しめる鉄道をつくらなければなら
ない。効率を高め、かつ、国民の足を維持し、また
ば、非効率な状態を続けることは公共性を放棄する
ことにつながると考えます。

第四の理由は、全国的に運営されてきた巨大組
織を分割し、効率的な組織にするということでありま
す。

経済が高度に発達し、国民の意識も生活も多様化し
た今日、民間企業は言うに及ばず、地方公共団体にお
いても、その活動は地域の特性と要望を生かした対応
に懸命の努力をされているのであります。鉄道の経営
も決してその例外を許されるものではありません。(拍
手)地域に密着した、また、機動的に需要に対応でき
る組織として再生していかねばなりません。この
ことは、地方の足であるローカル線を生かせるた
めの唯一の方法であると思つております。現行の公共
企業体による全国的な運営においては、その事業
の適切かつ健全な運営を確保することが困難であり、
この改革を断行しなければ赤字はふえ続け、ふるさと
の鉄道はすべて廃止されてしまふことになりかねませ
ん。

以上四つの観点から申しましたように、国民の生活
を守り、国民経済の安定向上を図るためにも、この国
鉄の民営・分割化はどうしても実行しなければならな
いと思つております。(拍手)この鉄道をよけよきな
のとし、また、子孫に引き継いでいくことが我々の最
大の使命であると考え、次第であります。
最後に、今日までの委員会審議において我が党委員
が指摘してきたとおり、我々は、この改革には政府の

新会社への経営介入をもたらすおそれがあるなど、幾
つかの重要な問題を含んでおり、これが唯一、財政的
案での改革が急がれておられません。しかし、問題が将来
もこの改革が残していることを指摘し、また、その取り組
みの課題を残していくことを約束いたしました。賛成の討論
にさせていただきます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしま
した。

○議長(原健三郎君) 八案を一括して採決いたしま
す。
日程第二の委員長の報告は修正、第三ないし第九の
七案の委員長の報告はいずれも可決であります。八案
を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕
○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、八案とも
委員長報告のとおり決しました。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたし
ます。
内閣提出、地方公務員災害補償法の一部を改正する
法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を
進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議ご
ざいませぬか。
〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、
日程は追加されました。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内
閣提出)
○議長(原健三郎君) 地方公務員災害補償法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。地方行政委員長石橋一弥
君。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び
同報告書
〔本号(二)に掲載〕

○石橋一弥君(石橋一弥君登壇)
たいま議題となりました地方公務員
災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、地
方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申
し上げます。
まず、本案の主な内容について申し上げます。
第一に、年金たる補償の額の算定の基礎となる平均

給与額について、年齢階層ごとに、労働者災害補償保
険制度において用いられる額を考慮して、自治大臣が
最低給与額が最高限度額を定め、年たる補償を受ける者の
平均給与額が最高限度額を定め、また、最高限度額を
その者の平均給与額とする。この最低または最高限度額を
ただし、この法律の施行の際に年金たる補償を受ける
者が、この法律の施行の際に年金たる補償を受ける
最高限度額を超えるものについては、その平均給与額を
保障する一方、その超える間は年金たる補償の額の自
動改定を行わないこととしております。

第二に、通勤災害について、通勤経路を逸脱または
常生活上必要な行為であつて自治省令で定めるもの
に改めることとしております。なお、
自治省令では、新たに学校への通学、人工透析のため
の通院等を定めることが予定されております。

第三に、職員が監獄等に収容されている場合には、
自治省令で定める場合に限り、休業補償の支給は行わ
ないこととしております。
本案は、九月十七日本委員会に付託され、十月
二十一日葉梨自治大臣から提案理由の説明を聴取
し、十月二十三日参考人の出頭を求めた上審査に入
り、平均給与額について最低及び最高限度額を設ける
理由、労働者災害補償制度で用いられる額を考慮する
こと、是非、新たに通勤災害と認められる行為の具体
的事例、監獄等への収容時に休業補償支給を行わない
場合の具体的事例、審査案件の処理遅延の理由等につ
いて質疑が行われました。本二十八日討論を
本案に対する質疑は同日終了し、本二十八日討論を
行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のと
おり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しまし
た。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。
○議長(原健三郎君) 採決いたしました。
○議長(原健三郎君) 採決いたしました。
○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

〔賛成者起立〕
○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本案は委
員長報告のとおり可決いたしました。
○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

午後五時二十四分散会